

No. 1881

2020・6・8

毎週月曜日発行

みよし民商ニュース

発行 三次民主商工会
〒728-0013
三次市十日市東3-10-1
ホームページ
<http://www41.tiki.ne.jp/~miyosiminsyo/>
メールアドレス
miyosiminsyo@mx41.tiki.ne.jp



作業をする国保さん

私はこのたびの新型コロナウイルス禍で今後の人生が真つ暗になりました。というのも私が請負をしている取引先が今年の1月からのコロナの影響で経営の悪化が続き、4月末で廃業に追い込まれたからです。私自身は社員では

そんな時、民商で『持続化給付金』の申請が5月1日からできることを知り、早速申請しました。ですが不備が発覚し修正のためのメールが19日後に届くなど、

やきもきしました。申請から26日後、無事振り込まれ、

大変な思いをしたけどなんとか支給 持続化給付金申請、相談相次ぐ

——十日市支部・
国保 幸男(建築)

なく失業補償など一切ありません。

その取引先が4月1日に廃業宣告してからは従業員は出社せず、私1人で4月5月と2カ月に渡り、

残材の整理をしています。もちろんこのような状況なので収入が著しく激減し、生活の不安が発生しました。

『持続化給付金』の申請が5月1日からできることを知り、早速申請しました。ですが不備が発覚し修正のためのメールが19日後に届くなど、

振込のお知らせ



これにより夫婦二人の生活も回復しました。

この取引先の倒産により私の仕事体系は180度転換し、

仕事の手配、作業、経営全般全てをこなさなくてはならなくなりまし

た。新たな機械の購入や作業場の確保など当面様々な問題が降りかかってきます。

そこで60歳過ぎてからの借り入れを決断し、心機一転頑張るつもりです。民商会員の助けや約30年にわたる前取引先の大工さんや建材屋さんに励ましの言葉を

いただき元気づけられました。今回の給付金以外に三次市の給付金など色々な制度があります。皆さんも一度民商に相談されてはいかがでしょうか。

私自身第3の人生の出発点としてがんばります。

——三次東支部・
中岡 琢磨
(金型製造)

私の会社は金型の製造を営んでいます。が、この業界は消費税増税の影響により、

昨年10月から全体的に仕事が減ってきていました。

そこにコロナ禍で

す。多くの取引先が休業を余儀なくされ、ただでさえ減った売上は激減し大打撃。廃業も考えました。

そこで民商に相談し、持続化給付金と三次市の支援金を請

求することにしました。

教えられた資料を揃え、自分のパソコンで申請。引っかけることなく一発でOK。申請から2週間後に無事給付金が振り込まれました。

これで何とか食いつないでいきますが、このような状況が続いたらと思うと先行きが不安です。

——十日市支部・
Aさん(鉄工)

十日市の法人会員は、5月21日に民商で申請し、6月2日に200万円が入金。

『ニュースや広告で知ってはいしたが、

知り合いに声をかけてもらって「当てはまるかも」と試しに帳簿を確認してみました。

初めは2月からが対象と思っていたけど、民商に行つて相

談すると1月の売上が半分以上落ち込んでいる対象になることがわかり、早速申請。家族みんな含め、半信半疑でしたが通帳記帳したところ入金。帳簿を毎日つけておいて良かった」と感想が寄せられました。

——高田支部・
Bさん(飲食)

高田支部の法人会員Bさんは、民商ニュースで、綿岡さんが作成した申請マニュアルを知り、早速来所。

マニアルをみながら進め、分からないところは事務局に聞きながら申請しました。

その後電話があり

「給付金入ったよ」と喜びの報告が。三次民商の会員で給付第1号となりました。

●『一人はみんなのために、みんなは一人のために』力を合わせて商売とくらしを守りましょう。

期限があります。早めに申請しましょう。

◎安芸高田市・事業継続応援金

1 事業者につき 25万円

【対象者】1. 下記の①～③すべてを満たす業者又は④に該当する事業者

- ① 本店所在地が安芸高田市にある事業所・工場・店舗・施設などを運営する事業者
- ② 2019年以前から事業により売上を得ており、今後も継続する意思がある業者
※事業収入以外の不動産・利子・配当・給与収入などは含まれません
- ③ 2020年2月～6月の期間で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で売上が30%以上減少した月がある
- ④ 安芸高田市長が事業の趣旨に基づき対象者として認める事業者

2. 上記の②③の条件を満たしており、かつ次の条件に該当する事業者も対象

- ⑤ 本店所在地が安芸高田市以外にあり、事業所・工場・店舗などが安芸高田市内に所在する業者

【不給付対象者】下記の①②のいずれかに該当する事業者は給付対象外

- ① 安芸高田市に住民票がある者が経営する市外の事業所・工場・店舗など
- ② 2019年7月1日以降に創業を開始した事業者

【申請に必要なもの】

- 様式1 安芸高田市事業継続応援金申請書兼請求書、(裏面)誓約書
- 別紙1 売上比較表 ○チェックシート
- 2019年分の確定申告書の写し (確定申告書別表1、法人事業概況説明書)
- 2019年月別売上帳簿など (2019年2～6月の各月の売上集計がわかる帳簿)
- 2020年月別売上帳簿など (2020年2～6月の各月の売上集計がわかる帳簿)

◎安芸高田市子育て応援商品券

新型コロナウイルス感染症拡大により、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起する目的で行う商品券発行事業。

【商品券取扱事業者募集】

安芸高田市内に事業所または店舗がある事業者

★登録方法

「安芸高田市子育て応援商品券取扱事業者登録申請書」に必要事項を記入し、安芸高田市子育て応援商品券事業実行委員会事務局へ提出

★申し込み期間

令和2年6月19日(金)まで

◎労働保険料の
申告・納付期限が
令和2年8月31日
まで延長されました。

そのため、労働保険の年度更新資料を6月第2週を目安に郵送します。
準備を始めておきましょう。

三次民商労働保険事務組合

1人の会員が1人の読者を増やしましょう。 FAX (0824) 62-3535 (0824) 62-1654